

令和2年第1回  
笠置町議会定例会会議録  
(第1号)

令和2年2月19日

京都府相楽郡笠置町議会

令和2年第1回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和2年2月19日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和2年2月19日 9時32分			議長	杉岡義信	
	散 会	令和2年2月19日 13時42分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	松本俊清	○	
	3	向出 健	○	7	坂本英人	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	商工観光 課長兼総 務財政課 担当課長	小林慶純	○	
	副 町 長	青柳良明	○	建設産業 課 長	石川久仁洋	○	
	職員力向上 担当参事兼 税住民課長 事務取扱	前田早知子	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	岩崎久敏	○	税住民課 担当課長	石原千明	○	
	保健福祉 課 長	東 達広	○	保健福祉課 担当課長	大西清隆	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署名議員	7 番	坂 本 英 人		1 番	西 岡 良 祐		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						

会議の経過	別紙のとおり
-------	--------

# 令和 2 年 第 1 回 笠 置 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 2 月 19 日～令和 2 年 2 月 27 日 会期 9 日間

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 2 月 19 日 午前 9 時 32 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第 1 号 笠置町表彰条例一部改正の件
- 第 5 議案第 2 号 笠置町監査委員条例一部改正の件
- 第 6 議案第 3 号 笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件
- 第 7 議案第 4 号 職員等の旅費に関する条例一部改正の件
- 第 8 議案第 5 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第 9 議案第 6 号 笠置町国民健康保険税条例一部改正の件
- 第 10 議案第 7 号 笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 第 11 議案第 8 号 笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 第 12 議案第 9 号 笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 第 13 議案第 10 号 笠置町廃棄物処理及び清掃に関する条例一部改正の件
- 第 14 議案第 11 号 笠置町墓地の設置及び管理に関する条例一部改正の件
- 第 15 議案第 12 号 損害賠償額の決定の件
- 第 16 議案第 21 号 損害賠償額の決定の件
- 第 17 議案第 13 号 令和元年度笠置町一般会計補正予算（第 8 号）の件
- 第 18 議案第 14 号 令和元年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件
- 第 19 議案第 15 号 令和元年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の件

開 会 午前9時32分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

今年の冬は例年になく暖冬となっておりますが、各位におかれましては体調管理には十分お気をつけていただき、今後ともインフルエンザや新型肺炎などの予防を心がけていただきますようお願い申し上げます。

本日、ここに令和2年第1回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまでございます。

本定例会に提案されます案件について、慎重な御審議をいただくとともに、議会運営がスムーズに行われるよう、皆様方の格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまから令和2年2月第1回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

議長（杉岡義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番議員、坂本英人君及び1番議員、西岡良祐君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

---

議長（杉岡義信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から2月27日までの9日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。会期は本日から2月27日までの9日間に決定しました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る2月10日、京都平安ホテルにおきまして、京都府議会・市町村議会正副議長会合同研修会が開催され、坂本副議長とともに出席をいただきました。「令和2年度地方財政運営について」と題し、西脇京都府知事を講師に、京都府の令和2年度当初予算案の概要や予算

編成の基本方針などについて講演を拝聴し、また京都府議会議長、知事、副知事を交え、各市町村の正副議長と意見交換を行いました。

これらに伴いまして、議会会議規則第129条の規定により、議員派遣を行いました。

なお、議会運営上、今定例会において不穏当な発言があった場合には、後日会議録を調査して、善処いたします。

本日は、写真撮影の申請があり、許可しましたので、申し添えます。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 本日、ここに令和2年第1回笠置町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には御多用のところ全員の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今回は、3月15日に町長選挙が執行されますので、例年より約1か月早く定例会を開催させていただくこととなりました。

今年は、インフルエンザの大流行は見受けられない状況ではありますが、中国から発生したとされる新型コロナウイルス感染症が流行の兆しを見せております。必要以上に恐れることなく、冷静に行動していただくとともに、手洗いをしっかりしていただくことやマスクの着用など、インフルエンザ対策にのっとり予防策を講じていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、町政の状況について御報告させていただきます。

まずもちまして、2月14日付の京都新聞朝刊に「笠置、まちづくり事業補助金800万円不正受給容疑で府、町職員ら書類送検」という記事が掲載されました。議員の皆様、町民の皆様方に多大な御心配をおかけしましたこと、心からおわびを申し上げます。

笠置町といたしましては、真相解明のために今後も捜査に協力してまいりますとともに、組織体制、チェック体制、職員の意識改革等に真摯に取り組み、信頼の回復に努めてまいりますと考えております。

次に、1月13日に開催されました成人式について報告をいたします。

相楽東部広域連合教育委員会主催によります3町村合同の成人式が南山城村文化会館で行われ、56人の新成人たちの新たな門出を祝しました。新成人の方から、「私たちの成長を見守ってくれたふるさとを愛し、忘れることなく、これからの人生の糧として、それぞれの未来を築いていくことを誓います」という力強い誓いの言葉を頂き、笠置町の将来を託せる若者に安心し、これからの活躍に期待を寄せる思いでございます。

最後になりますが、私ごとになりますが、3月15日に執行される町長選挙に立候補しな

い決心をいたしました。残された課題もたくさんあるわけですが、一身上の都合で苦渋の判断をいたしました。この4年間、町民の皆様、議員の皆様にも多大な御協力をいただきましたことを心からお礼を申し上げます。

今回、本定例会に御提案申し上げます案件は、議事案件は令和2年度当初予算5件を含む21件でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで諸般の報告を終わります。

---

議長（杉岡義信君） 日程第4、議案第1号、笠置町表彰条例一部改正の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第1号、笠置町表彰条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

成年被後見人等の権利の権限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係する部分について、一部改正するものでございます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは、議案第1号、笠置町表彰条例一部改正の件について、改正内容を御説明させていただきます。

新旧対照表のほうで御説明をさせていただきます。2ページ目を御覧ください。

町長の説明にもありましたように、成年被後見人等の権利の権限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係する条文について、一部を改正するものでございまして、第9条中、第1号の「成年被後見人及び被補佐人」を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号に改めるものでございます。

なお、施行日は、公布の日でございます。よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議題について3回までですので、申し添えます。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。この際申し上げます。全ての議案に対して起立しない者は反対とみなします。

議案第1号、笠置町表彰条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、議案第1号、笠置町表彰条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第5、議案第2号、笠置町監査委員条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第2号、笠置町監査委員条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

今回の改正については、現行の地方自治法との関連条項にずれなどが生じていることや、監査委員による監査報告書作成に要する日数を延長することなど、条項及び条文を整理するものでございます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは、議案第2号、笠置町監査委員条例一部改正の件について御説明させていただきます。

議案書の2ページの新旧対照表を御覧ください。

今回の改正第1条では、条例第2条第2項におきまして、「地方自治法第199条第5項若しくは第6項」とあるのを「第6項若しくは第7項」に改め、条例第3条に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定」を文言追加するものです。これは、現行の地方自治法などとの関連について整理するものでございます。

また、同じく条例第3条におきましては、監査報告書の作成期間を「10日以内」から「30日以内」に改めるものですが、監査報告は監査委員両名の合議制となっていることや、監査の対象項目が広範囲になっていることもあり、報告書の調製期限を実情に沿って延長するものでございます。

そして、第4条については、条文見出しにあります「審査」を「検査」と改め、文言整理するものでございます。

続きまして、議案書の3ページを御覧ください。

改正第2条につきましては、地方自治法の改正に伴い、「地方自治法第243条の2第3項」とあるのを「第243条の2の2第3項」と改めるものでございます。

なお、改正第1条は公布の日から、改正第2条は令和2年4月1日からの施行でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第2号、笠置町監査委員条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、議案第2号、笠置町監査委員条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第6、議案第3号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第3号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

地方自治法及び地方公務員法が改正され、令和2年4月1日から一般職の会計年度任用職員制度が導入されます。当町におきましても、令和元年12月議会において笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について可決いただきましたが、令和2年4月からの施行に合わせ、関係する部分について一部改正するものでございます。

また、併せて成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の

整備に関する法律の施行に伴い、関係する部分について一部改正するものでございます。御審議いただき、御承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。職員力向上担当参事。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第3号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件につきまして内容を御説明させていただきます。

先ほど町長が説明いたしましたとおり、今回の改正につきましては、会計年度任用職員制度による地方自治法及び地方公務員法の改正と成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、改正するものでございます。一部文言修正等も含めまして、説明させていただきます。

新旧対照表のほうで3ページを御覧いただきたいと思えます。

まず、第1条でございます。こちらにつきましては、地方公務員法の条項番号の改正に伴いまして、「第24条第6項」を「第5項」に改めるものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

中段、期末手当の第18条の4でございます。それから、その次のページ、第18条の7におけます勤勉手当でございますが、こちらにつきましては、文章を削除しているところがございます。この「法第16条第1号に該当する」というこの規定につきましては、欠格条項でございまして、一律に排除するのではないというところで、削除をさせていただいております。

続いて、7ページをお願いいたします。

第20条でございます。第20条に第5項、第6項を追加としております。休職者の給与のところ会計年度任用職員の規定を追加するものでございます。休職者の給料につきまして、期末手当を支給するというもの、会計年度職員についても、該当すれば支給するものと、それから第6項につきましては、読替規定としております。

下の最後、第21条でございますが、第21条は、現行「非常勤職員の給与」となっております。こちらにつきましては、地方公務員法上の改正に伴いまして、「会計年度任用職員」と規定されますので、題名の修正と内容についても「会計年度任用職員」への改正を行っているものでございます。

今回、「又は」、「若しくは」というものも今回改正させていただいております。以前からの改正を進める中で、平仮名表記、漢字表記が混在しておりましたので、今回の改正に合

わせ、全ての平仮名表記を漢字表記に、「または」を漢字表記の「又は」、「もしくは」を漢字表記の「若しくは」に文言修正をしたものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） なければ、これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第3号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、議案第3号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第7、議案第4号、職員等の旅費に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第4号、職員等の旅費に関する条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

本案件も、議案第3号同様、地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴い、令和元年12月議会において可決いただいた笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、4月1日からの施行に合わせ、関係する部分について一部改正するものでございます。

また、併せて成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係する部分について一部改正するものでございます。御審議いただき、御承認いただきますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。職員力向上担当参事。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

では、議案第4号、職員等の旅費に関する条例一部改正の件につきまして説明させていた

できます。

先ほどの町長の説明にありましており、先ほど可決いただきました議案第3号同様、会計年度任用職員の導入に伴う改正と成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、改正するものでございます。

2ページの新旧対照表をお願いいたします。

第1条でございます。第1条につきましては、「非常勤職員」、以下この部分につきましては「会計年度任用職員」の規定となりますので、加えさせていただいたものでございます。

第3条第3項におきまして削除している部分につきましては、先ほどの欠格条項に係る部分につきまして削除したものでございます。

地方公務員法の改正に伴うもので、改正、加えた部分と削除の部分となります。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） なければ、これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第4号、職員等の旅費に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、議案第4号、職員等の旅費に関する条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第8、議案第5号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第5号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件について提案理由を申し上げます。

地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴い、令和元年12月議会において可決いただいた笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例が令和2年4月1日から施行することに関し、関係する条例について一部改正が必要なため、一括して整備条例を制定す

るものでございます。

関係する条例は、笠置町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例のほか、7件の改正となります。御審議いただき、御承認いただきますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。職員力向上担当参事。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第5号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件について内容説明をさせていただきます。

今回、前回の12月議会におきまして笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を可決いただきましたが、それに関連いたしまして、他の条例の改正を一括して制定するものでございます。

それでは、新旧対照表のほうで説明させていただきますので、5ページから御覧いただきたいと思っております。

まず、第1条です。こちらにつきましては、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例でございます。地方公務員法におきまして規定されております報告事項の内容に会計年度任用職員も公表する内容に加えるというもので改正をさせていただいております。

続きまして、6ページの第2条でございます。笠置町職員の公益法人等の派遣等に関する条例につきまして改正するものでございます。これにつきましても、第2条第3号におきまして、法律の条番号が改正されておりますので、修正するものでございます。

第3条につきましては、笠置町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。休職の効果につきまして、第4項に会計年度任用職員の規定を加えさせていただいております。

8ページ、第4条でございます。こちらにつきましては、笠置町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。懲戒処分の減給のところに会計年度任用職員の規定と文言修正を一部させていただいているというところでございます。

第5条につきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。第1条の目的のところに、地方公務員法の条番号の改正に伴い、「第6項」から「第5項」に改正、それから第18条につきましては、「非常勤職員」から「会計年度任用職員」に件名、題名を改めまして、会計年度任用職員の規定、名称を加えさせていただいたものでございます。

続いて、10ページ、第6条でございます。笠置町職員の育児休業に関する条例の一部改

正でございます。こちらにつきましても、第7条のところでは会計年度任用職員の規定を加え、第8条におきましても、第2項の部分で会計年度任用職員が育児休業の部分休業を取れるところを規定させていただいております。

続きまして、第7条でございます。笠置町議会議員、その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例でございます。申し訳ございません。こちら、一部文字のほうの間違っておりました。申し訳ございません。こちらにつきましても、会計年度任用職員の規定を第5条において加えるものでございます。

最終ページでございます。新旧対照表で特別職の報酬のほうの規定一覧を載せさせていただいております。今回、別表を改正するということで、全部の表を改正させていただきましたが、最後の段、2行、指定管理者選定委員会委員、同和対策審議会委員、それから一部国民健康保険の、すみません、こちらについては上から5段目になります。国民健康保険運営協議会委員というものの名称変更を行って、整備をさせていただきました。こちらは、特別職の職員として、会計年度職員と区別された特別職に係る分の報酬について整理させていただいたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。松本君。

6番（松本俊清君）　6番、松本です。

今、説明をもらったんですが、ここに書いてありますね。3ページ、第8条について、再度説明をお願いしたいと思います。その理由は、今回改正されるのは、指定管理者並びに同和対策審議会が問題が提案されていますね。その理由をお聞きしたいんです。よろしくお願ひします。

議長（杉岡義信君）　職員力向上担当参事。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君）　失礼いたします。

今、松本議員から御質問いただいた件について回答させていただきます。

第8条につきましては、追加された項目2つにつきましては、以前から入っておったものでございます。以前から報酬の支払い対象となっていたものでございますが、今回会計年度任用職員というところの整理の中で、非常勤の特別職の委員として整理しないといけませんので、追加させていただいたというものでございます。

報酬につきましては、その都度、選定委員会が開催されたり、審議会が開催されたときに、報酬の規定の中で支払いはさせていただいたものですが、今回改めて改正の内容となったも

のでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、回答もらったんですが、以前は書いてなかった。しかし、その手当は出ていたということですか。どうしてですね、これは何って言うんですか、ここに書かれている資料は、平成27年6月11日の条例第19号に入っていないんですよね。そして、なぜ令和2年になってこの条例が変わって出るのか、その理由をちょっと理解できませんので、御説明をお願いします。

議長（杉岡義信君） 職員力向上担当参事。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

先ほどの説明でちょっと不足していたかと思しますので、改めて説明させていただきます。

今回、地方公務員法の会計年度任用職員の導入に伴いまして、非常勤の特別職、ここにあります特別職の職員で非常勤のものというものの規定が厳格化されました。以前は報償費という形で支払っていたものなんですけれども、今回は非常勤の特別職として規定しないと、報酬での支払いができないということになりますので、今回報酬に切り替えた形で上げさせていただきます。

年間の契約という、委任して委員さんになっていただいているほかの委員さんとは違いまして、その都度、会議が必要に応じて開催されたときに報償費として支払いさせていただきましたが、先ほど言いましたように、特別職の職員として報酬として支払うには、この規定に加える必要がございますので、入れさせていただいたというところです。

支払いの支出の項目も少し変わりますし、地方公務員法が厳格化されたというところに準じまして、うちのほうも改めて整備させていただいたものでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） なければ、これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第5号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件は、原案のとおり決定するこ

とに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立多数です。したがって、議案第5号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件は原案のとおり可決されました。

---

議長(杉岡義信君) 日程第9、議案第6号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第6号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

国民健康保険法施行令が令和2年4月1日から施行されることに伴い、当町の国民健康保険税条例について、保険料の基礎賦課限度額及び介護納付賦課限度額の引上げ等のため、一部を改正するものでございます。御審議いただき、御承認いただきますようお願いをいたします。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

それでは、議案第6号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件につきまして内容を説明させていただきます。

今回は、令和2年度税制改正大綱におきまして、課税限度額の引上げと軽減措置の所得判定基準の改正に伴い、町の国民健康保険税条例も一部改正するものでございます。

それでは、2ページの新旧対照表でお願いいたします。

まず、第2条でございます。第2条第2項におきまして、基礎課税額を「61万円」から「63万円」に改正するというものでございます。第4項におきましては、介護納付金の課税額を「16万円」から「17万円」にそれぞれ引き上げさせていただくものとなっております。

その下の第23条でございます。こちらは国民健康保険税の減額に関わる規定でございます。第2条におきまして、引上げしたものを反映させていただいたものでございます。

「61万円」から「63万円」、3ページに移りまして、「16万円」から「17万円」と改正しているものでございます。

その下の第2号でございます。第2号におきましては、「28万円」から「28万5,000円」に引上げをさせていただいております。低所得者に対して被保険者の均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定の基準につきまして、第2号におきましては、5割軽減の規定で、「28万円」から「28万5,000円」に引き上げるものでございます。

それから、4ページでございます。

中段のほうに第3号がございます。こちらにつきましては、2割軽減の部分の金額の引上げとなっております。「51万円」から「52万円」に引き上げるというものの改正をさせていただいております。

以上で今回の改正の説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第6号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件について反対討論を行います。

今回、一部負担の限度額の上限が引上げとなっております。一方で、一部減額の対象を拡大したことは評価できますが、このような引上げはすべきでないということを表明して、反対理由とします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第6号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立多数です。したがって、議案第6号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第10、議案第7号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関

する基準を定める条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第7号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第49号）が平成31年4月に施行されたことに伴い、家庭的保育事業等における代替保育及び食事提供の特例の規定を改めるとともに、所要の改正を行うものでございます。

施行日は、令和2年4月1日でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第7号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

まず、この条例改正につきまして、政省令改正に伴うものでございます。この条例の基準を緩和することによって、目的は待機児童の解消を図ることになります。笠置町でそもそも待機児童がございませんので、この家庭的保育事業、種類はいろいろございますが、規制緩和したから需要が増えるというものではございませんが、設備及び運営基準として決めておかなければならないものでございますので、ご承知おきください。

それでは、説明に入ります。

5ページ、新旧対照表でございます。

形式的な改正は省略させていただきまして、改正内容の要旨を説明させていただきます。

中段、第6条、保育所等との連携で、改正は6ページになります。6ページの中で、第2項、第3項を新設しております。追加しております。この内容につきましては、代替保育の提供先というのは、ちょっとイメージしにくいんですけども、幼稚園、保育所、それから認定こども園というのが連携施設というふうな位置づけが今まででございましたが、さらに、プラス小規模保育A型、B型、事業所内保育事業という種別の形態も認めますよというふうな内容が第2項、第3項に追加されております。

それから、7ページでございます。

これは、第4項、第5項を追加しております。これは、家庭的保育事業というのは、原則的に3歳未満の子を保育する施設でございまして、3歳未満が卒園後に、その卒園後の確保

をする場所が当然保育所等になるわけですが、先ほど言いました連携施設でございますが、それ以外に企業型、企業主導型保育事業や認可外保育施設も認めますよというふうな内容になってございます。

次に、8ページにまいりまして、食事の提供等、第16条でございますが、食事の提供の特例というのを追加してございます。第4号でございますが、これは基本的には家庭的保育においては、保育所で使っていただいている連携の食事を基本として、そういうところから提供を受けられますよというのがもともとだったんですけれども、今回の改正によりまして、アレルギー対応等の配慮を行うことができると町が認めるものについては、ほかの外部の搬入も認めますよというふうな内容になってございます。

それから、9ページ、28条の設備の基準でございます。これは、もう一つございまして、13ページにも設備の基準の改正がございます。これは建築基準法の施行令の改正に伴いまして、企業型保育によって4階以上の保育所を営むことができるケースを想定して、4階以上の階に保育室がある小規模保育事業における特別避難階段の構造に関する取扱いを改正されているところでございます。

改正の内容は、10ページから11ページにかけて、ちょうどページがまたがっているところに、4階以上の階というところが建築基準法の改正によって改正されているというふうなところでございます。

その同じような内容が、これは小規模保育事業ではこういうことやけれども、第43条、13ページ、保育所型事業所内保育所という定義の中のこの改正も、第43条で改正場所については、14ページの中段に4階以上の階というふうなところで改正を行っているところでございます。

それから、16ページ、17ページに入ってくるわけですが、これは経過措置、食事の提供のまず経過措置というのが追加されております。これは、新制度移行前から保育事業を行う者が新制度移行後に家庭的保育事業等の認可を得た場合、制度施行から5年間は猶予しますよというふうなところでございましたが、その猶予期間を10年に延長されたものでございます。

それから、17ページの第3条では、連携施設に係る経過措置ということで、これも連携施設の確保が困難な場合、いわゆる家庭的保育で卒園した子の受皿がない場合、受皿は努力しなさいということだったんですが、その猶予が5年が10年に延長されたというふうな取決めでございます。

そういう内容で、改正後の条例は、本年4月1日から施行されるものですので、どうぞよろしくをお願いします。

それと、あと同様の内容を含む改正が議案第9号でも出てきますので、その辺御参照いただければと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

全国的に認可外の保育園などでやっぱり事故が起きるという割合が、認可されている保育園より多いというような傾向も一部数字が出たりしているわけですが、こうやって基準を緩和していく中で、いわゆる保育の質というのが本当に担保されていくのか、どのように質をしっかりと保って、プロの保育としてなっていくのかという点について、どのようにされているのかお聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございますが、まず笠置町では例がないというふうな中で、一般論でお話しさせていただきます。

この条例の改正の趣旨は、言いましたように、待機児童解消を目的としています。ただ、これで保育の質を下げるというふうなところは当然ないわけですが、待機児童を解消するために規制緩和をまずし、その上で保育の質の向上を目指すということが本旨であろうかと思えます。

次の条例にも来ていますが、保育にしろ、放課後児童クラブにしろ、職員の資質向上については、ないがしろにしているわけじゃなしに、一緒に進もうという姿勢は方針としてはございますので、その辺は注視して、実質的にも職員の資質向上というのは当然あるべきだと考えておりますので、対応させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく御了解お願いいたしたいと思えます。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

3歳以上の卒園者の方の、3歳児以上の受皿については、5年から10年に延長ということになりますけれども、笠置町では実例は現状はないと思うんですけども、これもやはり規制緩和なんかで、本当にそれでいいのか、問題が起きてこないのかという点については、近隣なり全国的な例として、当町としてどのように把握されているのか、その点お伺いをし

たいと思います。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございます。3歳以上の受皿につきまして、当然本町では該当はないんですが、現在、保育所定員、これは条例上60名になっております。ほかの他市町村で待機児童解消のために本町保育所利用ができるようになれば、これは制度上、なかなか今現在、難しいんですけども、そういう形になればなというふうなところで、ぜひともそういう視点を持って、展望を持ってやっていきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第7号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件について、反対討論を行います。

この条例の改正は、待機児童の解消ということが趣旨とされています。当町ではこの基準に該当する現状はありませんけれども、全国的にも認可外の保育園等でやはり事故が起きている割合が認可保育園と比べて多いというような数字も出ています。待機児童を解消していくには、規制緩和という形ではなくて、やはり本来の保育所、本来のそうしたものを増やしていくのが筋ではないでしょうか。

保育の質の低下も心配されることを表明いたしまして、議案第7号の反対討論といたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第7号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立多数です。したがって、議案第7号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時45分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第11、議案第8号、笠置町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第8号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第63号）が平成31年4月に施行されたことに伴い、放課後児童支援員認定資格研修の実施要件を改めるとともに、所要の改正を行うものでございます。

施行日は、令和2年4月1日でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課、大西担当課長。

保健福祉課担当課長（大西清隆君） 失礼いたします。

議案第8号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件について御説明させていただきます。

今回の一部改正につきましては、放課後児童支援員の資格要件の拡大など、国の基準が改正されたことに伴います改正でございます。

新旧対照表で御説明させていただきますので、2ページを御覧ください。

まず、第10条第3項の改正でございますけれども、放課後児童支援員が修了しなければならない研修としまして、「都道府県知事」の後に「又は政令指定都市の長が行う研修」を追加する改正でございます。

また、第10号としまして、放課後児童支援員になることができる者として、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認める者」を追加する改正でございます。

また、第14条につきましては、現行では「重要事項に関する規定を定めておかなければならない」となっておりますけれども、第14条の見出しどおりに「運営規定を定めなければならない」とする改正でございます。

ちなみに、今現在、笠置町放課後児童クラブの支援員につきましては、京都府知事の研修を修了している者がやっております。

説明につきましては以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

ちょっと2ページの新旧対照表で、(10)のところで、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者」ということが追加されるわけですね。これ、この5年間育成事業に従事した者ということは、どういうことなのかな。資格は今ないけれども、資格の持っておられる人がやっておられる事業と一緒に付添いみたいな形でやって経験を積んだと、そういうことなんですか。どうなんですか、この経験者、経験いうの。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課担当課長。

保健福祉課担当課長（大西清隆君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

第3項第10号の関係ですけれども、他の放課後児童健全育成事業の中で補助員として5年以上経験があった方については、第3項本文にありますとおり、研修を修了して、他の事業所で5年以上補助員として経験のある者については、指導員として認めるということを追加しているものでございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） だから、先ほど言いましたけれども、補助員として5年以上経験をした者と、こういうことで判断してよいわけですね。はい、分かりました。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第8号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及

び運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、議案第8号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第12、議案第9号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第9号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の公布により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部を改正する省令が令和元年10月に施行されたことに伴い、幼児教育・保育の無償化に伴う改正等、所要の改正を行うものでございます。

施行日は、令和2年4月1日でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課担当課長。

保健福祉課担当課長（大西清隆君） 失礼いたします。

議案第9号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件につきまして御説明させていただきます。

今回の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法改正によります用語の整理、また連携施設の確保の緩和措置など、国の基準が改正されたことに伴います一部改正でございます。

新旧対照表で御説明させていただきますので、11ページを御覧ください。

まず、第2条で、法改正に伴います無償化に関する用語を区別するための文言整理を行っております。第2条中にごございます「支給認定」を「教育・保育給付認定」、また「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」、「支給認定子供」を「教育保育給付認定子供」にそれぞれ改正しております。以降、全ての条文で同様の改正を行っているところでございます。

続きまして、17ページを御覧ください。

中段で第13条第1項の改正につきましては、無償化の実施に伴いまして、利用者負担を支払う保護者の範囲を満3歳未満の子供の保護者に限定する改正を行っております。

また、第13条第2項につきましては、特別利用保育、特別利用教育を提供する場合の基準の読替えを現行では規定しておりますけれども、読替え部分につきましては、改正で第35条、第36条において新たに読替規定を設けております。それによりまして、現行の読替え部分を全て削除する改正となっております。

27ページを御覧ください。

第35条の第3項、27ページの一番下ですね。そこから28ページにまたがっているんですけども、この部分につきましては、先ほどの第13条の読替えの規定をここに追加しているものでございます。

その続きの第36条第3項、29ページになるんですけども、ここにつきましては、第14条の読替規定を新たに追加している改正でございます。

33ページを御覧ください。

33ページの下段、第42条第2項と次ページの第42条第3項、この部分につきましては、議案の第7号のときにも説明ありましたが、連携施設の確保が困難なときにつきましては、小規模事業者が代替保育を行えることとするという改正になっております。

同じく第42条の第4項、第5項につきましては、これも先ほどの議案第7号と同じように、連携施設の確保が困難な場合につきましては、小規模事業者を連携施設に代えることができるという改正になっております。

36ページの中段、第43条第1項、第2項の改正につきましては、特別利用型保育、特定利用型保育を提供する場合の基準の読替えを現行では規定しておりましたけれども、その読替規定につきまして、第51条、第52条で新たに定めておりますので、その部分に係る削除をしております。

続きまして、40ページの第50条の改正につきましては、本条例で準用しております規定の改正に合わせまして、読替規定も改正しているものでございます。

41ページの第51条第3項、一番下の段のところでございます。と44ページの第52条第3項の改正につきましては、第43条の読替えの規定をこちらに追加している改正でございます。

45ページの附則第3条につきましては、無償化の実施によりまして本条項の読替規定が

不要となりましたために、削除しているものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君）　なければ、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君）　3番、向出です。

議案第9号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件について、反対討論を行います。

この条例、無償化の関係があり、その点は高く評価いたします。

先ほどの家庭的保育のところでも述べましたけれども、一方で、連携施設が見当たらない場合は、小規模事業者にも可能とするという内容も含まれています。このことが直ちに質を低下すると断言するわけではないですけれども、やはり質の担保をどうしていくのか、そういうことがもっと議論が必要なのではないのでしょうか。その点について懸念を表明いたしまして、反対討論といたします。

議長（杉岡義信君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君）　これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第9号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君）　起立多数です。したがって、議案第9号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君）　日程第13、議案第10号、笠置町廃棄物処理及び清掃に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第10号、笠置町廃棄物処理及び清掃に関する条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

相楽東部広域連合において、令和2年4月から容器包装以外のプラスチックごみの収集を指定ごみ袋で行うことになりましたので、手数料について追加するものでございます。御審議いただき、ご承認いただきますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第10号、笠置町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部改正につきまして、内容の説明をさせていただきます。

この内容につきましては、令和2年4月から相楽東部広域連合のごみ収集におきまして、毎月第1土曜日に収集していただいておりますその他プラと言いますか、不燃ごみの中のその他プラスチックの部分についても、指定ごみ袋を導入して処理手数料を徴収するというものでございます。

それでは、新旧対照表の2ページのほうを御覧いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、別表の改正となっております。

第6条の別表といたしまして、廃棄物ごみ処理手数料、一般廃棄物ごみ処理手数料の規定を第1条でしております。不燃ごみ容器大を1袋10円としてしてはしておりましたが、今回この新たなその他プラスチックごみというところも加えるということになりましたので、第4号で容器包装のプラスチックごみ、第5号におきまして容器包装以外のプラスチックごみを規定させていただきました。

手数料につきましては、現行のプラスチックごみと同様、10円となっております。

住民の方に対しましては、さきの広報でもお知らせさせていただきましたが、3月号の広報れんけいほうにもこの旨記載、連合のほうで記載をしていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

これ、月1回の土曜日にやっていた不燃のプラスチックごみですね。これは袋はなかったということで、これ、別に今度袋を作ってやっていくというのは理解できるんですけども、これ、ほかのプラスチックは毎週土曜日かな、なっているんですけども、この不燃ごみは月

に1回しかないということで、家庭なんかでは、1回出し忘れてたら、物すごくたまって、それで容器等は汚れたやつが多いんで、困っているという状況なんですけれども、その辺の収集の日にちの改定とか、そういうもんは考えておられないんですか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の西岡議員の御質問、お答えさせていただきます。

連合のほうと3町村の厚生の担当課長のほうでそういうことも話題になりました。実際、私もごみ出すほうとしては、月1回では少ないのかなと思いますが、今後ちょっと、1年間ちょっと計画は出ているんですけども、収集の量とか状況を見て、次年度以降、次年度というか、令和3年度以降に増やすような状況も必要ではないかというところは話をさせていただいております。

実際、今までは、しっかりと分別していただきましたら、反対にリサイクルできないほうのプラスチックごみが増えそうなことも考えられますので、そこはちょっと状況に応じて増やしていくというところで、今、話は出ているところです。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第10号、笠置町廃棄物処理及び清掃に関する条例一部改正の件について、反対討論を行います。

今回は、いわゆるほかプラ、ほかプラスチックに対して、指定ごみ袋、有料ごみ袋を導入するという内容になっています。税やこうした負担は、その支払い能力に応じて設定をすべきです。一律に料金を設定すれば、低所得者の方も、中間所得者の方も、高額所得者の方も同じような負担になってしまいます。こういう料金の設定に問題が1つあるのではないかと考えています。

また、ごみの減量を進めていっても、一定量のごみというものは出ますから、結局必ず一定の負担をしなければいけない、そういうものでもあります。こうした料金の有料のごみ袋の導入は問題があると指摘をして、反対討論とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第10号、笠置町廃棄物処理及び清掃に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立多数です。したがって、議案第10号、笠置町廃棄物処理及び清掃に関する条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第14、議案第11号、笠置町墓地の設置及び管理に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第11号、笠置町墓地の設置及び管理に関する条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

地縁団体北笠置区より、北部区墓地の墓地経営許可申請が提出され、これを許可し、改葬も終了したため、墓地の所在地及び管理団体を改正するものでございます。御審議いただき、ご承認いただきますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第11号、笠置町墓地の設置及び管理に関する条例一部改正につきまして説明させていただきます。

この改正につきましては、墓地の所在地及び管理する団体を改正するもので、北部区の墓地を地縁団体北笠置区が経営するため申請され、許可をしたものでございます。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

第1条につきましては、墓地の所在地を規定しておるものでございますが、「北部墓地」を「大字笠置小字峠15番地」から「北部区墓地」、同じく「大字笠置小字西通88番地」に所在地変更をするものでございます。

また、第3条におきましては、墓地の管理する団体といたしまして、「北部区」から「地縁団体北笠置区」に改正するものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

この条例変更は分かるんですが、条例の第12条第2号と第4号について、どのような判断の下に墓地の場所を変更されたんですか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

地縁団体北笠置区のほうから事前協議等が実施され、もう数年前から墓地の移転については協議されてきたところでございますが、移転というのではなく、新設という形で、今現在、石塔墓となっているところ、墳墓地となっているところを、埋葬ができる墓にしたいという事前協議がずっとされておりました。

協議につきまして、関係団体ともいろいろと従前からもお話をされてきたようで、この5月になりまして、事前協議書が提出されました。内容につきましては、書類等の不備もなく、設置の場所の適当、管理する団体としても、今後永続的に管理ができる団体として認められるというところで、許可をさせていただきました。

許可につきましては、本申請がありましてから、7月になって許可をさせていただいております。内容につきまして、事前に指導もさせていただき、確認が取れたところでございますので、その時点での許可となったところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 今お聞きしたのは、あれですね。条例による件なんですけど、第12条の第4号と、保健所並びにあそこの地区については、どのように理解されて許可されたんですか。町長にお聞きします。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今、松本議員がおっしゃいました件につきましては、従前から関係機関等ともお話しさせていただいております。内容についても、十分なものであると認識しましたので、もちろん笠置町と京都府の許可の権限は平米数で違ってきますが、内容につきましては、京都府のほうにも御相談させていただいた内容でもございますし、許可については町のほうになりますけれども、内容については京都府さんとも御相談させていただいたこととしております。以上です。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今回の北部区墓地につきまして、条例を改正をお願いをしているところでございます。

北部区さんにおかれましては、今まで峠15番地に墓をされていたわけでございますけれども、北部区の長年の願いでございました西通88番地に墓地を新設したいという思いで、数年間取り組んでこられました。

墓地を新設するに当たりましては、それなりの課題やハードルがございます。そのことにつきまして、北部区さんは努力をされて、そういう要件をクリアをされました。そのことにつきましては、京都府さんにも照会をし、相談をしてきたところでございます。そういう中で、笠置町が最終的に認可をした、そういう流れでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

私は、何回も言いますが、条例の第12条の第2号と第4号ですね。この問題について、墓地と認定されたけれども、この問題をどのように理解されて、町長は墓地と地目変更されたんかということを知っているんですよ。それ、どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問、先ほどの答弁不足がありまして、申し訳ございません。

松本議員おっしゃっております第12条といいますのは、笠置町墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領となっております。こちらにつきましては、町で取扱要領とはなっておりますが、京都府と同様の取扱要領としているところでございます。

第12条の第2号につきましては、病院、学校、その他公共的施設または人家もしくは集落に近接した場所でないこと、第4号につきましては、地形上で危険な場所でないことということになっております。

もちろん申請いただいた段階で、従前から相談、山城南保健所であったり、土木事務所の方にも御相談もされておられたところで、先ほど町長も言いましたように、北部区さんとしても、いろいろと協議を進められてきたところでございます。

第2号につきましては、公共的施設、ここの役場が近接しているというところにはなるかと思いますが、排水路、それから用壁、塀等設置もされておりますので、影響はないと判断させていただきました。

第4号につきましては、地形上危険な場所でないことというところですが、急傾斜地というところではありますが、対策されている、土木事務所とも事前協議の中で、対策等も講じられてきたところでありまして、場所的には、番地としての認定というところには至ってないところというところで判断をさせていただきました。

地目というところをおっしゃっていたんですけれども、申請書類の中で、登記簿上は、もう墓地としての登記もされている場所がございますので、地目の変更を今、町のほうでしたとか、北部区でされたとかということでは今回はございません。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今、ちょっとお聞きしていたんです。松本さんのをお聞きしたんですけれども、それでは第12条の第1号ですかね、要するに国道、その他頻繁な道路に接した場所でない。やはり接しているか、そういう場所になるんじゃないかと思うんですけれども、それがどれだけ離れていたらどうかって分かりませんけれどもね。

そして、私も今言った学校とか公共施設という、これがやっぱりちょっと気にはかかるんですよ。今、ちょっと説明聞いても、ちょっと分からないんですけれども、その辺は、もう先ほどあったんで言いませんけれども、ここに国道とか、そういった頻繁なところという、ちょっと気になるんですけれども、その辺どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問、お答えさせていただきます。

厳密に国道から何メートル以上離れていないといけないとか、公共施設から何メートル以上とかという規定はございませんでした。近接でなく、影響がないというようなところの判断になるかと思います。

今回は、国道からは直接車の乗り入れができないところでもありますし、距離にしても、危険度というところも近接や国道に近いところでないというような判断になると思うんですけれども、国道から直接そちらに乗り入れできる墓ではないということもございましたので、許可はできるものと考えさせていただきました。

それから、公共施設につきましても、先ほど言いましたように、町の役場、それから学校からも直接墓地のほうに入れるとか、そういう場所ではございませんので、そちらもクリアできたと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） なければ、これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第11号、笠置町墓地の設置及び管理に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立多数です。したがって、議案第11号、笠置町墓地の設置及び管理に関する条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第15、議案第12号、損害賠償額の決定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第12号、損害賠償額の決定の件について提案理由を申し上げます。

令和元年8月に発生した当町職員の公用車による交通事故について、損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。御審議いただき、御承認いただきますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます、総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは、議案第12号、損害賠償額の決定の件につきまして、議案書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第12号、損害賠償額の決定の件。

公用車交通事故の損害賠償の額を次のとおり決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出。笠置町長、西村典夫。

記。

1、事故の概要 令和元年8月5日月曜日、笠置町大字有市小字附竹20-7地内において、建設産業課職員が公用車を後退させた際、確認を怠り、停車中の車両に接触した。

2、損害賠償の相手方 京都府木津川市在住者。

3、損害賠償額 12万3,664円。

町と相手方との過失割合を10割対ゼロ割と認め、本件事故による損害賠償額の額12万3,664円を町が加入する一般財団法人全国自治協会災害共済事業自動車損害共済保険の賠償共済から賠償するものです。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、議案第12号について説明いただいたんですが、この説明についてお聞きします。

この事故、元年8月5日になっていますね。時間は何時だったんですか。これで提案されて、こういう賠償額、もう少しはっきり書いてもらいたいと思うんですね。時間は何時だったんですか。

それと、これ、8月に起こってから、今回令和2年2月にこれを提出されています。7か月以上経過して出てくるということは、どういうことだったんですか。以前、人身事故について、同じようなことが議案として提案されました。その都度、議会で報告するという答弁をもらっているんです。しかし、令和元年8月5日から、そういうあれは出てきたんですか、こういう問題が発生したということは。

そういう点、やはりいろいろ事故が起こり、またそういう運行管理並びに各課長、行政部、執行部のほうから安全について指示があったと思うんですが、どういう指示をされたんですか。ちょっと3点ほどお願いします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） 松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、事故の時間帯でございますが、8月5日の午前1時半だということ、正確にちょっと資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ございませんが、1時半頃だと記憶しております。

それから、なぜ8月の事故のことが今になったかといいますのは、事務処理上のことで、保険会社からの通知が先日町のほうへ来たということですので、これは今回事務を忘れていたということではなく、通知が先日来たということでございます。

それから、事故等の職員に対してどのようなことなんでしょうけれども、毎年ですね、毎回、事故を起した者であったり、それ以外の職員にも町村会が実施する研修等に参加するようには通知させていただくとともに、公用車に乗る際には、十分注意して、事故のないように運転するようには通知はしております。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今までこれ、7か月も延びた理由は何なんですか。解決するのが延びた理由は何なんですか。

それと、先ほども言いましたが、ここは1時30分という話なんですけれども、この説明に書かれてないということに対して、これを発行された問題はどのように解決されるのか。

といいますのは、公用車の管理規程があるんですね。その中で、第7条の第2項には日時が記入されているはずですよ。日時。分かりますか。第9条においても、使用者は文書をもって管理者に申し出て、管理者は即総務財政課長経由で町長に出すことになっているんですよ。違うんですか。町規約には。

しかし、これでなぜ日時が書いてないのか。日時ですよ。日と時なんですよ。聞けば報告されますけれども、提出される書類について、これで行政は相手の方に説得するような資料だと思いで出されたんですか。その点どうなんですか。

これは個人情報やないですよ。日時ですよ。書いてないことに対して、どういように判断するんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども説明させていただきましたように、今回にこの8月に起きた事件のことを提案させてもらったということなんですけれども、これにつきましては、共済保険のほうからの損賠償額の通知が先日届いたということで、今回の議会のほうに提案させてもらったということでございます。

それから、この議案のところで日時の時間が抜けておったということに関しましては、誠に申し訳ございません。今後の議案については、時間等もちゃんと記載させていただきます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

再確認しますけれども、1時と言っているのは午前1時ですか、これ。午前1時ということとは、公務で行っていたということなんですか。その辺どうなっているんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

課長、お昼かって、13時とか何とかってはっきり言わんなん分からん。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

本件の事故でございます。建設産業課の職員、本課の職員が起しました接触事故でございます。この事故の内容と申しますか、この件につきましては、水道管の漏水修繕工事を水道課の職員が行っておりました。この修繕工事をする際に、周辺の断水が必要となつてまいります。そうすることによって、周りの方に御迷惑をかけないようにということで、深夜と申しますか、夜間の実施になったところでございます。

8月4日、22時から準備を始めまして、8月5日、午前1時30分頃接触が起きたということで、1時50分に帰宅しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

僕も事故はしたことがありますので、車に乗っていたら、気をつけないといけないものの一番重要事項だとは思っています。

得意、不得意もありますんで、今、結構簡易でバックモニターもつけれるんですよ。そういう車も用意するとか、そういう手だてができないものか、どうなんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

坂本議員おっしゃるように、バックモニター等、そこら辺はまたちょっと検討させていただきたいなというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

公用車に知らない間に傷があるというのはよく聞きますので、対策で、Wi-Fiで簡単に飛ばせるバックモニターとかもありますんで、なかなか運転がね、例えば笠置に住んでいれば、笠置の運転ってすごい楽なんですけれども、木津川市に住んでいて笠置で働くってなると、笠置の道運転するっていうのは結構大変らしいです。うちの妻でも、やっぱり初め運転に慣れるまで大分かかりましたし、いろいろな方に御迷惑をおかけしたこともありますので、そういう対策と指導は行っていただきたいなと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) なければ、これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第12号、損害賠償額の決定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立全員です。したがって、議案第12号、損害賠償額の決定の件は原案のとおり可決されました。

---

議長(杉岡義信君) 日程第16、議案第21号、損害賠償額の決定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第21号、損害賠償額の決定の件。

公用車交通事故の損害賠償の額を次のとおり決定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めます。

事故の概要 令和2年1月22日、笠置町大字笠置小字隅田24番地西側駐車場内において、包括支援センター職員が公用車を後退させた際、確認を怠り、停車中の車両に接触した。

損害賠償の相手方 医療法人徳洲会。

損害賠償額 35万8,000円。

町と相手方との過失割合を10割対ゼロ割と認め、本件事故による損害賠償の額35万8,000円を町が加入する一般財団法人全国自治協会災害共済自動車損害共済保険の損害共済から賠償するものでございます。よろしく御審議をお願いします。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長(岩崎久敏君) 議案第21号、損害賠償額の決定の件につきまして、議案書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第21号、損害賠償額の決定の件。

公用車交通事故の損害賠償の額を次のとおり決定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出。笠置町長、西村典夫。

記。

1、事故の概要 令和2年1月22日水曜日、笠置町大字笠置小字隅田24番地西側駐車場内において、包括支援センター職員が公用車を後退させた際、確認を怠り、停車中の車両に接触した。

2、損害賠償の相手方 医療法人徳洲会。

3、損害賠償額 35万8,000円。

町と相手方との過失割合を10割対ゼロ割と認め、本件事故による損害賠償の額35万8,000円を町が加入する一般財団法人全国自治協会災害共済事業自動車損害共済保険の賠償共済から賠償するものでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

これ、議案第12号でも質問したんですけども、なぜ時間が入ってないんですか。一体どのように我々の意見を理解されて、説明されているんですか。当然、書いてなければ、議案第21号に時間は追加されるはずですよ。されないということはどういうことですか。

そして、片方は1か月、片方は7か月、その差は何なんですか。保険関係の賠償の問題、そういうところはどのようになっているのか、もう一度説明をお願いします。

もし追加されるんだったら、今のうち、日時、時間は何時だったんですか。答弁してください。

議長（杉岡義信君） 時間は言えるのか。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

誠に申し訳ございません。時間につきましては、この議案書を作成したときに記載を漏れておりましたので、改めてまた後日説明させていただきます。

それから、先ほどの議案第12号が8月の事故が今となって、また1月の事故の賠償額が今となったということ、現在になったことにつきましては、これも先ほど説明しましたように、共済保険、保険会社からの通知が同時期になったというものでございまして、事務処理のことだというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

これ、今の答弁は、それでいいんですか、総務財政課長として。といいますのは、先ほど

もお聞きしましたよ。第9条、公用車管理規程、第9条には、使用者は文書をもって管理者に、管理者は申出は総務財政課長からまた町長に行くんですよ。その様式はどのようになっているんですか。日時は書いてないんですか。そういう不備な書類を行政の中で蔓延しているんですか。どうなんですか。その責任者、執行部として、どうお答えになるんですか。町長、お答えください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

事故等起こった場合につきましては、議員おっしゃるとおり、日時、時間等が記載されたもので報告書を上げていただいております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

私は、提出された書類、チェック体制を指摘しているんですよ。日付が、日は書いてあって、時間が書いてないような書類を平然と執行部、町長まで行くんですか。こういう書類の流れは笠置町の行政のしきたりですか。こういう不備な書類が流れるということは、その点どのように取っておられるのか。最終結論で受け取られた町長の責任はどうなんですか。疑問を感じられないんですか。この蔓延した行政ですね、指導をどのようにやられるのか、町長自ら私はお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 松本議員の御質問並びに御指摘に関しましてお答えをさせていただきます。

議案の第21号に関しまして、その前の議案で御指摘があったにもかかわらず、時間を申し添えることができませんでした。大変申し訳ございません。

時間に関しまして、本議案書作成の段階で把握はできてないということでございましたので、議会事務局を通しまして連絡をさせていただきたいと考えております。

また、事故報告に関しましては、日時、場所等きちっと記載したものが廻っております。これに関しましては、事故の状況を把握できる、そういう状況になっておりますので、改めてそういう状況であるということをお報告させていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今回もこういう損害賠償、交通事故の関係2件上がって、先ほどもありましたけれども、2年ほど前ですかね、何件かありました。あまりにもちょっと多いんじゃないかと思うんですよ。

それで、この交通安全の関係で、町長自らどのように指導をされているのか。もちろん飲酒もしかりですけども、どのような指導を、町長、飲酒もそうですよ。どのような指導をされているのかね。いや、いろんなことを、そういうことを言うてるんですよ。だから、そういうこととか、どういったことを指導、ふだんから職員の方に指導されているのかというのを今、お聞きしているんですよ。どのように指導されているんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 常日頃、課員の皆様には、交通安全につきましては、特に注意を払っていただくような指導はしております。当然課長会議におきましても、常日頃、車の運転につきましては、十分注意をしていくよう、運転をするよう、課長を通じて課員にさせていただいておるところでございます。

また、公用車につきましては、その車、車につきまして、走行記録を必ずつけていただきますよう、そういうことも指導徹底をしておるところでございます。

こういうことが続いております。何とかして打ち切るためにも、さらなる指導を徹底していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

私が確認したいのは、これ、この議案は損害賠償額の決定の件ということで出されているわけですけども、これ、こちらが100%悪いということで、全額補償せなあかんということになっているんですけども、これ、公用車の修理、その辺はどうなっているんですか。ちゃんとできているんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回事故のあった車両につきましても、保険を使って修理をさせていただいております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 公用車の修理は済んでいるということですか。そうしたら、ちょっと質問するけれども、うちのバスありますやろ、公用車。あれも、以前にも1回言ったことある思うけれども、そこら傷だらけで、凸凹になっておるという苦情を聞いて、総務課長に言うたこ

とあると思うんやけれども、その辺は修理はどうなっておるんですか。どういう考え方で。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきたいと思  
います。

マイクロバスの関係かと思えます。今、保険会社とうちこの公用車の担当のほうで、そ  
の修理に対して、ちょっと今、調整をしているところでございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 計画してくれているんやけれども、早いこと修理するようにね。そうい  
う車を運転していると、つい注意が怠慢になってくるようなこともあるんで、そういう  
面もちゃんとはっきり早く修理して、ちゃんとしていかんと、こういう事故がまた再発する  
ことになりますんで、そういう処置をちゃんとしていってもらいたい。

それと、時間が全然書かれていないということ、先ほど問題になっているけれども、こん  
なん時間も分たらんと、この議案を起案しているんか。課長、どういう気持ちなんですか。

これ、私、監査委員から言うても、こういうことを、これ、何回も注意されているでしょ  
う、この議案の修正等については。これ、職員力向上とかいうことで、教育もやってもらっ  
ているわけやけれども、その効果が全然出てないじゃないですか。そこら、どういう考えを  
持っておられるのか、もう一回答弁してください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど他の議員からも御指摘ありましたように、今回の議案 2 件につきまして、日時、時  
間等が抜けておりましたことに対しては、私の不行き届きだというふうに考えておりますの  
で、今後につきましては、きちっと記載した議案を作成のほうを努めてまいりたいというふ  
うに考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第 2 1 号、損害賠償額の決定の件は、原案のと

り決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、議案第21号、損害賠償額の決定の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時00分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第17、議案第13号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第8号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第13号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第8号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額16億8,917万8,000円に歳入歳出それぞれ5,165万8,000円を減額し、総額を16億3,752万円とするものでございます。

歳出の主なものは、土木費では社会資本整備総合交付金事業の精査に伴う減額となっております。また、費目における事業費の確定による減額等を行っております。

歳入の主なものは、国庫支出金では交付額確定等による減額、町債では事業費の確定に伴う減額となる一方、5件のふるさと納税による増額、また地方交付税、諸収入の増額により、財政調整基金繰入金を減額をしております。御審議いただき、御承認賜りますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは、議案第13号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第8号）の件について説明させていただきます。

今回の補正につきましても、町長の説明にもありましたように、5,165万8,000円を減額し、総額を16億3,752万円とするものです。

総務財政課からは、歳入と議会及び総務財政課所管の歳出予算について御説明いたします。

まず、11ページ、歳入から説明をさせていただきます。

10款地方交付税、1目地方交付税で7,975万円を計上しております。こちらについ

ては、普通交付税で財源留保しておりました金額を計上させていただいております。

1 1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目民生費負担金では、保育料の額の確定に伴い、2 3 万 3, 0 0 0 円を減額しております。

1 3 款国庫支出金、2 項国庫補助金につきましては、1 目総務費国庫補助金では、事業の実施見込み減による減額をしております。

4 目土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金が国の補正予算で成立したことを踏まえ、それぞれ精査をさせていただき、増減を行っております。

1 4 款府支出金、2 項府補助金、1 目総務費府補助金では、国庫補助金のところでも説明させていただきましたが、事業の実施見込み減に伴い、8 6 万 2, 0 0 0 円の減額をしております。

2 目民生費府補助金では、老人医療費助成につきましては、支出見込額の減に伴い、6 9 万 1, 0 0 0 円の減額をしております。

1 6 款寄附金につきましては、ふるさと納税がございましたので、指定寄附金 1 4 6 万 2, 0 0 0 円を増額しております。

1 9 款諸収入、2 目雑入におきましては、1 節の雑入でございます。消防団退職報償、日本宝くじ協会交付金及びプレミアム付商品券販売収入につきましては、額の確定や事業の実施見込みの減に伴い減額するものです。市町収支残返還金につきましては、住宅新築資金管理組合からの収支残の返還金で、1, 0 8 1 万 8, 0 0 0 円となっております。

2 0 款町債につきましては、事業の実施見込みに伴う精査をさせていただき、減額としておりますが、4 目土木債、2 節土木債の公共事業等債につきましては、国の補正予算で成立したことを踏まえ、2 4 0 万円を計上しております。

歳入については以上となります。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

それでは、歳出 1 4 ページを御覧ください。お願いいたします。

1 款議会費、1 項議会費、1 3 節委託料では、議事録作成委託として 1 7 万 9, 0 0 0 円を増額計上しております。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、1 9 節負担金補助及び交付金では、まちづくり事業補助金で新たに事業を実施していただく交付申請がございましたので、1 4 万 9, 0 0 0 円を増額をしております。

3 目財政管理費では、歳入でも説明させていただきましたが、ふるさと納税の収入がござ

いましたので、積立金として146万2,000円を計上しております。

8目防災諸費ですが、木造住宅耐震診断士派遣事業、木造住宅耐震改修事業につきましては、本年度申込みがございませんでしたので、歳出分として減額をしております。また、BCP策定事業、防災備蓄品につきましては、契約残が出ておりますので、減額をしております。防災マップ策定につきましては、今年度国庫補助金が見つからないことになったため、来年度との話をいただいているので、減額をしております。

15ページをお願いいたします。

2款総務費、4項選挙費、5目町議会議員補欠選挙では、笠置町長選挙立候補予定者説明会に複数の陣営から参加されたことに伴い、納期に時間のかかるポスター掲示場設置撤去事業委託等を計上しております。

飛びまして、18ページをお願いいたします。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費では、相楽中部消防組合補正第2号に伴う分担金を11万9,000円増額補正をしております。

2目非常備消防費では、退職報償金の額の確定に伴い、15万3,000円を減額しております。

以上、総務財政課所管のものについて説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 続きまして、職員力向上担当参事兼税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第13号の補正予算の税住民課関連のものについて説明させていただきます。

税住民課のほうでの所管で、15ページ、よろしくをお願いいたします。

15ページ中段、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費で1万円の旅費を計上させていただいております。新任の戸籍担当者研修がありましたので、増額となったものでございます。

次、16ページ下段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の中で、28節繰出金を41万8,000円減額させていただいております。こちらは、次の国民健康保険の補正予算でも計上させていただいておりますが、一般会計からの繰出金を事務費相当分減額させていただくものでございます。

続きまして、17ページ、こちらも中段の4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥処理費でございまして、負担金補助及び交付金で23万3,000円を計上しております。相楽東部広域

連合での補正予算に対応するため、23万3,000円を増額しております。

その上の、すみません、順序が逆になってしまいました。12節役務費におきましては、処理手数料として不足分の17万円を計上させていただいたところです。

以上で税住民課所管の説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 続きまして、保健福祉課担当課長。

保健福祉課担当課長（大西清隆君） 保健福祉課が所管します歳出予算について、主な事業を御説明させていただきます。

予算書の16ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費で232万9,000円を減額しております。そのうち、保健福祉課が所管します主なものとしまして、扶助費の老人医療費支給事業で103万6,000円減額しております。内容といたしましては、医療費の12月分までの実績と残りの分の支出見込みによる減額でございます。

28節繰出金の介護保険特別会計繰出金で83万4,000円を減額しております。内容につきましては、主に地域支援事業分の減額でございます。

保健福祉課が所管します歳出予算については以上でございます。

議長（杉岡義信君） 続きまして、商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） 商工観光課が所管いたします議案の御説明をさせていただきます。

14ページ、よろしくお願いいいたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、19節負担金補助及び交付金といたしまして、プレミアム付商品券の事業の換金に係る費用といたしまして570万円の減額補正を計上させていただいております。御審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長（杉岡義信君） 続きまして、建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 建設産業課が所管します歳出について御説明いたします。

初めに、17ページを御覧ください。

7款土木費、土木橋梁費、道路維持費、15節工事請負費で882万3,000円の減額補正でございます。内容につきましては、国の交付金額の確定に伴う減額でございます。道路附属物修繕工事につきましては、次年度以降に実施を検討する予定でございます。

道路のり面修繕工事は、町道有市峠坂線のり面修繕事業でございます。国費対象額を次年度に繰り越し、次年度分と合わせて修繕工事を実施する予定でございます。

交通安全対策工事につきましては、町道笠置有市線東部地内の交通安全対策でございます。国費対象額を次年度に繰り越し、交付金額の確定の範囲内で事業を進めてまいります。

次に、同じく道路橋梁費、道路新設改良費、13節委託料で100万円の減額補正でございます。内容につきましては、町道笠置有市線改良事業に関わる登記、鑑定評価業務に含んでおりました修正設計業務分でございます。国の交付金額の確定に伴い減額するものでございます。

15節工事請負費で200万円の減額補正でございます。内容につきましては、町道笠置山線改良工事等の関連工事に追加要望してきたものでございますが、国の交付金額の確定により減額しております。

次に、道路橋梁費、橋梁維持費、13節委託料で1,498万4,000円の減額補正でございます。内容につきましては、国の交付金額の確定により減額するものでございまして、追加交付分を含めた確定額を次年度に繰り越して、橋梁の補修設計及び修繕業務を実施する予定でございます。

次に、18ページでございます。

住宅費、住宅管理費、15節工事請負費では1,330万円の減額補正でございます。内容につきましては、これも国の交付金額の確定により、バリアフリー化工事費と耐震改修工事費をそれぞれ減額するものでございます。なお、バリアフリー化工事は、確定額を次年度に繰り越して事業を実施する予定でございます。また、耐震改修工事は、次年度事業として実施する予定でございます。

以上で建設産業課の説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

14ページのプレミアム付商品券、減額570万円ものされているんですけども、これはどういうことでこういう形になったのか、その辺ちょっと。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

減額内容でございますが、当初、対象者を非課税者の方、相当数の628名という人数を見込んでおまして、今回、事業ももう終わりというところですので、その対象者の方の人

数を減額したことによります事業費の減ということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 非課税者が628名で、申込みが少なかったということですね。

といいますのは、例年商工会がもう毎年10月からプレミアム商品券やっている。去年は消費税が上がるということで、9月から前倒しで1か月やった。もうこれも販売が早くなったわけですね。終了したわけです。だから、そういったこともあってかなと思ったんですけども、だから2割、これは商工会と同じように、できるかできなかったか分からんけれども、1か月前倒しでやれば、私もこれ、1か月前に9月にもう全部使ったんですけども、だからそういったことも、なぜそういった、商工会はやはりそういうことも、消費税が上がるということ分かって、1か月前倒しで今回初めてです、やられたのね。だから、そういったこともできなかった。それやったらもっとね、せっかく予算が国庫から出ているのに、消費できたんちゃうかなという気がするんですよ。本当に商工会の場合は、もう早く完売になりました、今年は。

だから、そういったことも、消費税が2%上がると分かっているのに、なぜ10月、これ、10月でしょう、たしか。毎年できたかどうか分かりませんが、そういったこともなぜ考えなかったかと思うんですけども、どうですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、1か月の差が、商工会さんのほうが先にやり、その後、1か月遅れということで、当初そういった議論もありましたが、今回につきましては、町のほうは国庫のほうの補助もつくということで、別の事業といたしまして、1か月遅れということでありましたが、事業を実施させていただいたということでございます。

あと、そのプレミアムつき商品券の対象者の方につきましても、こちらが行いましたのは、3歳児の子、お子さんをお持ちの方、また非課税世帯の方ということで、対象者の方も、商工会さんの対象者様とはまた違っておりましたので、そういった混乱を防ぐという意味もあり、分けさせていただいたということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 職員力向上担当参事兼税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

先ほど小林課長のほうからも答弁ありましたが、ちょっと補足させていただきます。

今回、全国的にやっぱり消費が購入が伸びなかったという報道も御覧になったかと思えます。ただ、うちのほうとしましては、国の要綱どおり、10月から販売、これは国のほうで規定がありましたので、10月からの販売ということにならざるを得なかったということをご理解いただきたいと思えます。

その間ですけれども、9月にまず各戸に周知させていただきました。10月に入って、最初の段階で何件か、何名の方申請がありましたけれども、なかなかそれ以降伸びなかったこともありましたので、12月に対象者と、非課税の対象者となられる方全員に、申請をまだされてない方に全員の方に通知させていただきました。そこでまたちょっと伸びはあったんですけれども、販売期間、これも国のほうから通知がありまして、販売期間、申請期間延長については可能やという通知に基づいて、申込みの受付期間を延ばさせていただきました。

結果として、全国的な動向と同じように、笠置町のほうでも伸びませんでした。防災無線やら、それから各戸配布、各戸への通知等を通じて、購入者の増えていただく取組はさせていただきましたが、結果的にちょっとこういう減額するということになってしまいました。

周知の方法については、最大限活用できるものをさせていただいたんですけれども、こういう状況でしたので、御理解いただきたいと思えます。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第13号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第8号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、議案第13号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第8号）の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第18、議案第14号、令和元年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第14号、令和元年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件について提案理由を申し上げます。

令和元年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算総額2億1,473万3,000円に歳入歳出それぞれ3,418万8,000円を追加し、2億4,892万1,000円とするものでございます。

主な内容は、財政調整基金積立金として5,000万円を積み立てるために、同額保険給付費の一般被保険者療養給付費や葬祭費については、3月末までの支出見込みにより減額しております。財源といたしましては、前年度繰越金の増額と府支出金の減額となっております。ご審議いただき、御承認いただきますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課担当課長。

税住民課担当課長（石原千明君） 議案第14号、令和元年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件につきまして御説明させていただきます。

歳出から説明させていただきます。

7ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節備品購入費といたしまして32万2,000円を減額させていただいております。内容としましては、システム改修に関する額の確定によるものでございます。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費1,500万円の減額。同款5項葬祭諸費、1目葬祭費25万円の減額。4款保健施設費、1項保健施設費、1目保健衛生普及費24万円の減額。いずれも決算見込みにより減額させていただいております。

8ページを御覧ください。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金で5,000万円を増額させていただいております。これにつきましては、30年度繰越額1億93万6,844円、今年度繰越額1億523万9,181円となっており、繰越額の半分を積み立てるために計上しております。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

6ページを御覧ください。

3款府支出金、2項府補助金、1目府補助金、1節保険給付費等交付金、普通交付金で

1, 500万円の減額補正をさせていただいております。先ほど歳出で説明させていただきました財源充当分でございます。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の4, 951万円につきましては、前年度繰越金を財源留保しておりましたので、今回計上し、基金積立てに充当するものです。

以上、歳入歳出それぞれ3, 418万8, 000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億4, 892万1, 000円としております。

これで国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第14号、令和元年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、議案第14号、令和元年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第19、議案第15号、令和元年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第15号、令和元年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1, 641万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6, 859万1, 000円とするものでございます。

主な提案内容は、保険給付費の実績見込額により増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第15号、令和元年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件につきまして御説明申し上げます。

ページにつきましては、6ページをお願いいたします。

提案理由でも御説明させていただきました保険給付費の増に伴います主に歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございますが、増額の1,641万円というふうな増額に対する法定負担率をそれぞれ乗じて得た額を計上しておりますので、概要を御説明申し上げます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金では、360万7,000円増の4,433万3,000円。

同款2項国庫補助金では6,000円増の1,821万3,000円。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金では527万2,000円増の6,831万6,000円。

5款府支出金、1項府負担金323万1,000円増の3,689万3,000円。

7ページにまいりまして、同款2項府補助金62万6,000円減額の149万9,000円。

それから、6款繰入金、1項一般会計繰入金、これは一般会計と関連する部分でございますが、33万9,000円減の3,674万1,000円。この3目に地域支援事業繰入金（総合事業以外の事業）ということのくりで、278万1,000円を減額しておりますが、これは職員人件費の実績による減額でございます。

7款繰越金、1項繰越金につきましては、525万9,000円増の886万円計上しております。

歳出でございます。

歳出、8ページ、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護居宅サービス費と3目施設介護サービス給付費が主に増額しているところでございます。合わせて1,900万円ほどここで補正をしているところでございます。やはり正確な分析はしておりませんが、やはり利用者の増というふうなところで、施設、居宅サービス等利用者の増が本年度実績で見られる傾向でございます。この1項の介護サービス等諸費で2,044万1,000円増の2億2,554万8,000円を計上。

それから、2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費で130万円減の455万7,000円を計上しています。

それから、9ページにまいりまして、2款保険給付費、4項高額介護サービス費で88万8,000円増の651万7,000円。

同款6項特定入所者介護サービス等費で102万円増の1,239万円。

それから、3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費133万2,000円減の211万7,000円。

それから、10ページにまいりまして、同款2項一般介護予防事業費で18万円減の121万3,000円。

それから、同款3項包括的支援事業・任意事業で228万円の減で932万6,000円を計上して、これは一般管理費のほうは、先ほども言いました形の職員人件費の実績による減でございます。

それから、諸支出金、償還金及び還付加算金で84万7,000円減の310万2,000円を計上しているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第15号、令和元年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、議案第15号、令和元年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は2月25日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日はご苦労さまでした。

散 会 午後1時42分